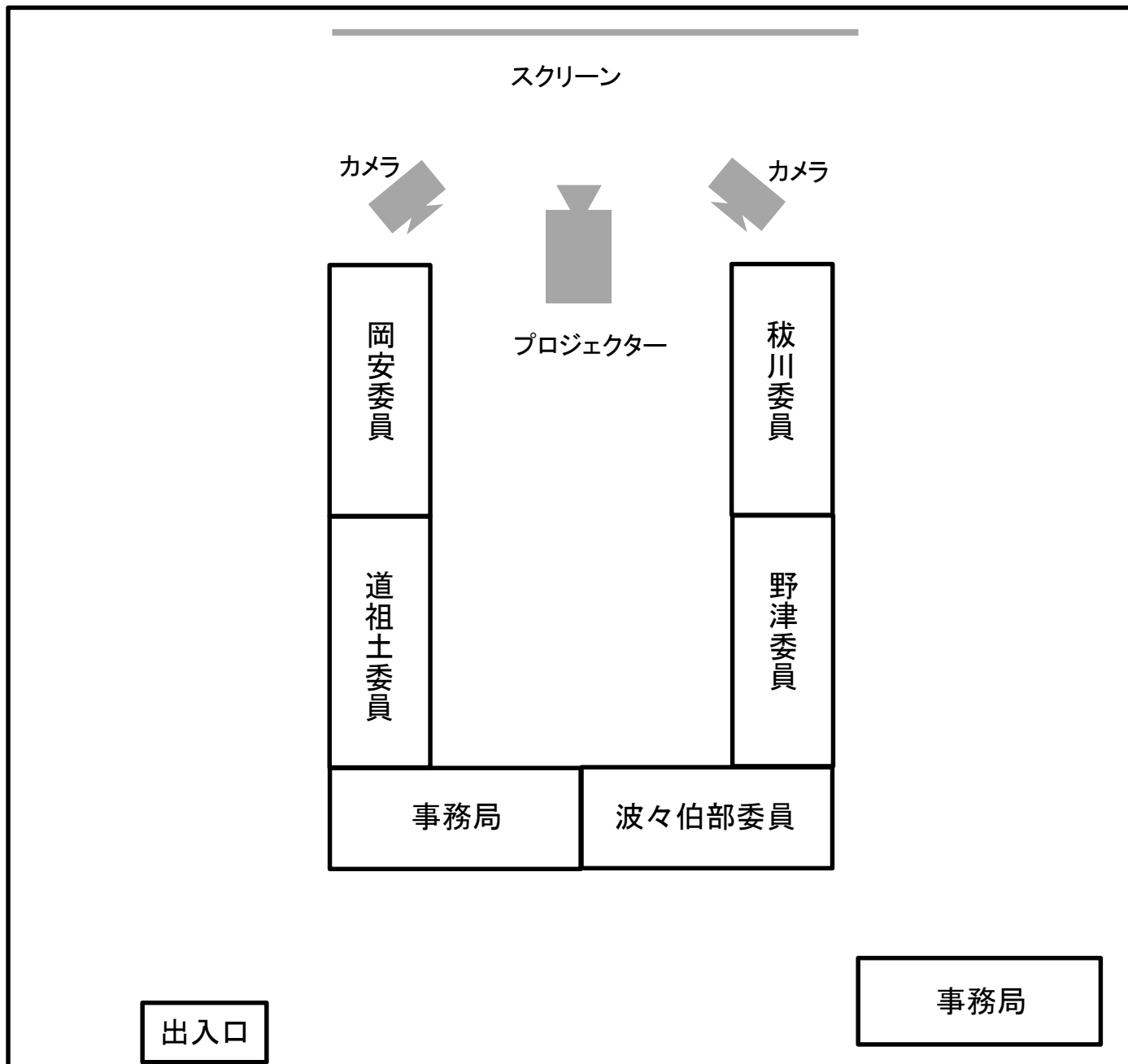


第9回新たな図柄入りナンバープレートの導入に関する検討会 配席図

日時: 令和4年3月23日(水) 16時00分～18時00分

場所: 中央合同庁舎第2号館高層棟第2会議室A



WEB出席者: 石田座長、北嶋委員、竹岡委員、寺井委員、西田委員、吉田委員

新たな図柄入りナンバープレートの導入に関する検討会（第9回）

議事次第

日時：令和4年3月23日（水）16時00分～18時00分

場所：中央合同庁舎第2号館高層棟第2会議室A

○議事

1. 地方版図柄入りナンバープレートの導入要綱骨子案について
2. その他図柄入りナンバープレートの進捗状況（報告）

（配付資料）

配席図

議事次第

委員名簿

資料1－1 地方版図柄入りナンバープレートの導入要綱骨子案のポイント

資料1－2 地方版図柄入りナンバープレートの導入要綱骨子案について

資料2－1 4月18日から新たな全国版図柄入りナンバープレートを交付します！

（令和4年3月18日報道発表資料）

資料2－2 新たな全国版図柄入りナンバープレートの広報について

参考資料 開催の経緯

新たな図柄入りナンバープレートの導入に関する検討会

委員名簿

◎石田 東生	筑波大学 名誉教授
岡安 雅幸	(一社) 全国自動車標板協議会 専務理事
北嶋 緒里恵	(株) リクルート じゃらんリサーチセンター 主席研究員
竹岡 圭	日本自動車ジャーナリスト協会 副会長
寺井 剛敏	金沢美術工芸大学 教授
西田 寛	軽自動車検査協会 理事
吉田 樹	福島大学 経済経営学類准教授
萩川 直也	国土交通省自動車局長
野津 真生	国土交通省自動車局次長
波々伯部 信彦	国土交通省自動車局自動車情報課長
道祖土 直美	国土交通省自動車局自動車情報課課長補佐

(敬称略、国土交通省以外の委員は50音順、◎：座長)

地方版図柄入りナンバープレートの導入要綱骨子案のポイント

(1) ご当地ナンバーの導入手続きについて

- ・ ご当地ナンバーの導入に係る台数要件及び知名度に関する要件を地方部が利用しやすくなるように見直す。
- ・ 地域住民の合意確認方法に一定のルールを追加する。
- ・ 既存のご当地ナンバーを構成する自治体の変更及び地域名表示の変更を可能とする。

(2) 図柄入りナンバープレートの導入手続きについて

- ・ 都道府県が導入主体となれるものとし、都道府県全域を単位とする図柄の導入を可能とする。
- ・ 地方版図柄が導入されている地域に、新たに図柄を導入する場合は導入済み地域との事前調整を行う。
- ・ 図柄の提案に際し、地域住民の意向把握方法等に一定の手続きを導入する。

(3) 図柄の変更を可能とする制度の創設について

- ・ 図柄の交付期間を原則5年間とし、図柄の変更を可能とする。
- ・ 図柄の変更・更新等の手続きを定める。

(4) 普及促進活動について

- ・ 図柄導入地域は、普及目標等を記載した普及促進計画、普及促進報告を国土交通省に提出する。
- ・ 国土交通省は、各地域の普及促進状況の公表、情報共有の場の設定、国民への浸透を図るための広報を行う。

(5) 寄付金活用事業について

- ・ 交付開始前に寄付金活用事業の協議を行う協議会を設置し、寄付金の活用方針を決定することとする。
- ・ 複数年にわたる寄付金活用事業の実施提案を可能とする。

(6) スケジュール

- ・ ご当地ナンバーの導入を伴う地域：
①導入申込受付 令和5年3月末頃 ②デザイン提案受付 令和5年12月頃 ③交付開始 令和7年5月頃
- ・ 既存の地域名表示地域、都道府県図柄：
①導入申込受付 令和4年9月末頃 ②デザイン提案受付 令和4年12月頃 ③交付開始 令和5年10月頃

資料1-2

地方版図柄入りナンバープレートの 導入要綱骨子案について

(1)ご当地ナンバーの導入手続きについて

<ポイント>

- ・ ご当地ナンバーの導入に係る台数要件及び知名度に関する要件を地方部が利用しやすくなるように見直す。
- ・ 地域住民の合意確認方法に一定のルールを追加する。
- ・ 既存のご当地ナンバーを構成する自治体の変更及び地域名表示の変更を可能とする。

1. 導入基準

(1) 地域の基準

①地域名表示の台数要件 **変更あり**

地方部が制度を利用しやすくなるよう、以下2点を見直す。

ア) 軽自動車を考慮した台数要件の追加

(単独市区町村)	(複数市区町村)
次の基準のいずれかを満たすこと ・ 登録車10万台以上 ・ 登録車と軽自動車の合計が17万台以上	次の基準のいずれかを満たすこと ・ 地域の市区町村における登録車の合計が概ね5万台以上 ・ 地域の市区町村における登録車と軽自動車の合計が概ね8.5万台以上

イ) 複数市区町村で導入する場合の、**地域の知名度に関する要件を撤廃**し(2)の地域名の基準のみとする

②地域住民の合意形成の方法 **新規追加**

地域住民の合意を確認する方法に一定のルールを新たに設定。

ア) 地域的その他属性の偏りがない等、適切な方法によりアンケート・ヒアリング等を実施すること

イ) 新規・変更登録等をする車は、すべてご当地ナンバーに順次変更されること等の新たな地域名表示の対象車を説明すること

(2) 地域名の基準 **変更なし**

当該地域を表すものとして、行政区画や旧国名などの地理的名称であり、当該地域を表すものとしてふさわしい名称である等の要件を満たすものであること。

(1)ご当地ナンバーの導入手続きについて

2. 申し込み手続き

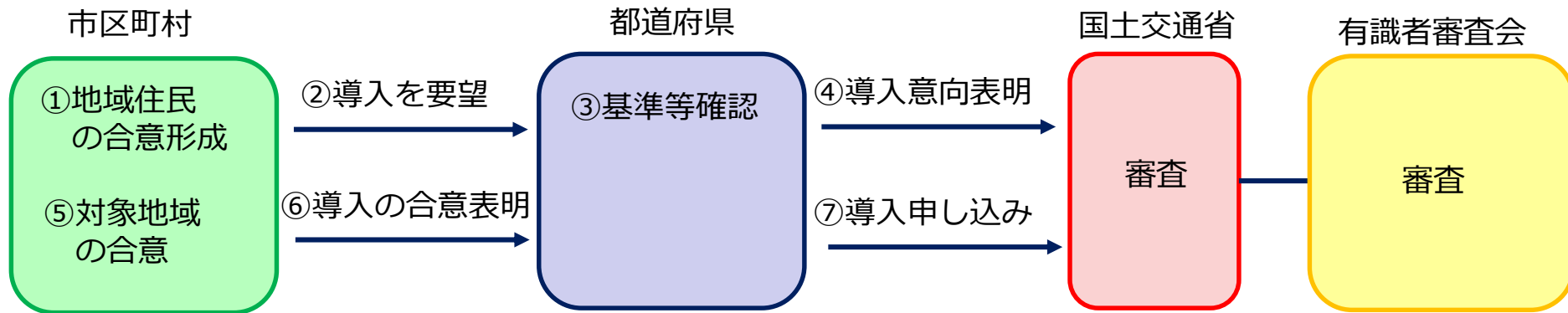
(1) 導入意向の表明 変更なし

- ・ご当地ナンバーの導入を希望する市区町村は、当該地域を管轄する都道府県に要望を行う。
- ・要望を受けた都道府県は、基準や手続きに適合しているか確認し、国土交通大臣に導入意向を表明する。

(2) 導入申し込み 変更なし

- ・導入意向を表明した都道府県は、対象地域に含まれるすべての市区町村の合意を得て、国土交通大臣にご当地ナンバー導入を申し込む。

<申し込み手続きフロー>



3. ご当地ナンバーの変更

既存のご当地ナンバーを構成する自治体の変更及び地域名表示の変更を可能とする。 新規追加

※変更手続きについては、新たにご当地ナンバーを導入する際の基準や手続きと同様する。

(地域名表示が変更となる地域住民の合意及び対象地域に含まれるすべての市区町村の合意を得るものとする等)

(2) 図柄入りナンバープレートの導入手続きについて

<ポイント>

- ・ 都道府県が導入主体となれるものとし、都道府県全域を単位とする図柄の導入を可能とする。
- ・ 地方版図柄が導入されている地域に、新たに図柄を導入する場合は導入済み地域との事前調整を行う。
- ・ 図柄の提案に際し、地域住民の意向把握方法等に一定の手続きを導入する。

1. 図柄の基準

導入主体が市区町村

(1) 交付地域の単位 変更なし

地域名表示を単位とするもの。

(2) ナンバープレートの種類 変更なし

地域名表示ごとに1図柄とし、寄付あり、寄付なし（※）の2種類とする。※寄付なしはモノトーン

(3) 図柄の選定基準 変更なし

地域振興・観光振興に資するものである等の要件を満たすものであること

導入主体が都道府県

(1) 交付地域の単位

都道府県は、2通りの方法で図柄の導入を申し込めることとする。なお、都道府県内のナンバープレートの地域名表示が1つの場合は、②のみ申込可能とする。

①地域名表示を単位とするもの 変更なし

②都道府県を単位とするもの 新規追加

(2) ナンバープレートの種類 新規追加

都道府県又は地域名表示を単位として1図柄ずつとし、寄付あり、寄付なし（※）の2種類とする。
※寄付なしはモノトーン

(3) 図柄の選定基準 変更なし

同左

(2) 図柄入りナンバープレートの導入手続きについて

2. 図柄の提案

導入主体が市区町村

(1) 地域住民の意向の把握 **新規追加**

図柄の提案にあたって、地域住民の意向に沿った図柄が提案されるよう、一定の手続きを新たに設定。

- ① 複数案から地域住民に図柄の導入意向を確認すること
- ② 地域住民の意向を踏まえ、最も支持のあった図柄を提案する方法又は地域住民の意向を踏まえた上で、有識者等により選定された図柄を提案すること
- ③ 地域的その他属性の偏りが無い等、適切な方法によりアンケート・ヒアリング等を実施すること

(2) 既存の図柄導入地域との調整 **新規追加**

既に都道府県版図柄入りナンバープレートが導入されている地域においては、提案内容について事前に都道府県と調整を行うこととする。

導入主体が都道府県

(1) 地域住民の意向の把握 **新規追加**

同左

(2) 既存の図柄導入地域との調整 **新規追加**

既に地域名表示を単位とした図柄を導入している地域が存在する都道府県においては、都道府県版を導入する際には、提案内容について図柄の導入地域と事前に調整を行うこととする。

(2) 図柄入りナンバープレートの導入手続きについて

3. 申し込み手続き

導入主体が市区町村

(1) 導入意向の表明 変更なし

図柄の導入を希望する市区町村は、国土交通大臣に導入意向を表明する。

(2) 導入申し込み 変更なし

図柄の導入を希望する地域は、国土交通大臣に導入を申し込む。

(3) 図柄の提案 変更なし

図柄の導入を希望する地域は、地域住民等の意向を把握した上で、国土交通大臣に図柄を提案する。

導入主体が都道府県

(1) 導入意向の表明 新規追加

図柄の導入を希望する都道府県は、国土交通大臣に導入意向を表明する。

(2) 導入申し込み 変更なし

①地域名表示を単位とする図柄の場合
同左

②都道府県を単位とする図柄の場合 新規追加
都道府県は、包含される市区町村の過半数以上の同意を得た上で、国土交通大臣に導入を申し込む。

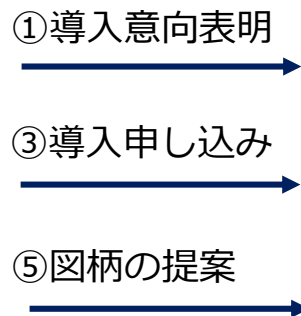
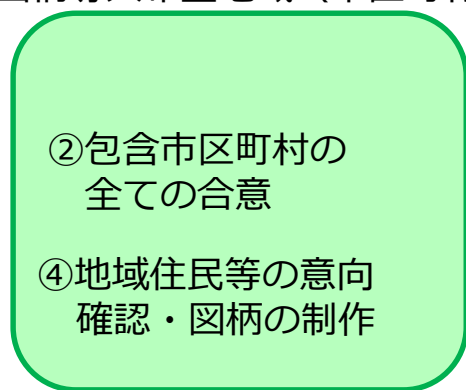
(3) 図柄の提案 変更なし

同左

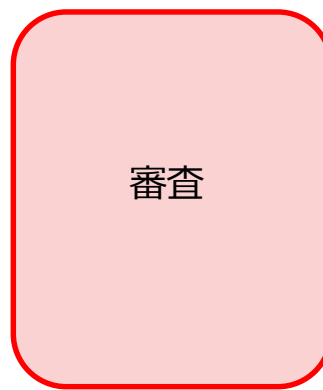
(2) 図柄入りナンバープレートの導入手続きについて

< 図柄の申し込み手続きフロー（導入主体が市区町村の場合） > 変更なし

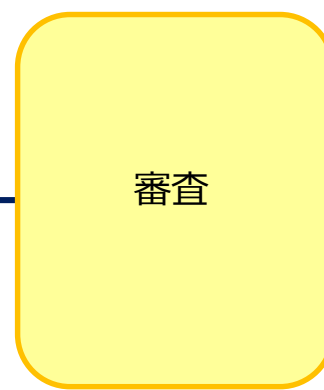
図柄導入希望地域（市区町村）



国土交通省

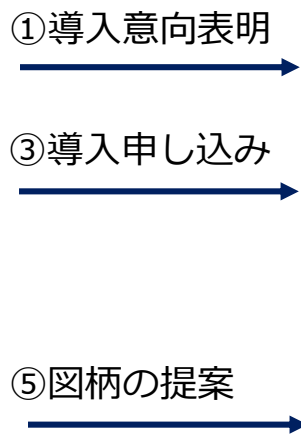
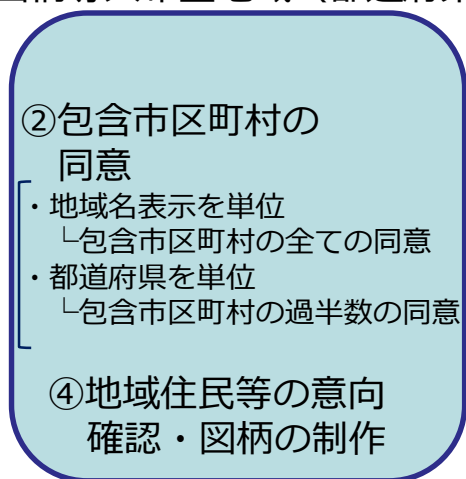


有識者審査会



< 図柄の申し込み手続きフロー（導入主体が都道府県の場合） > 新規追加

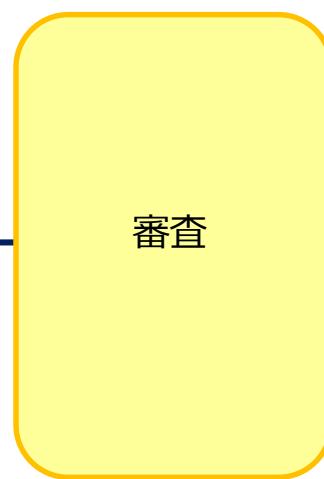
図柄導入希望地域（都道府県）



国土交通省



有識者審査会



(3) 図柄の変更を可能とする制度の創設について

新規追加

<ポイント>

- ・ 図柄の交付期間を原則5年間とし、図柄の変更を可能とする。
- ・ 図柄の変更・更新等の手続きを定める。

図柄の変更・更新等の手続き

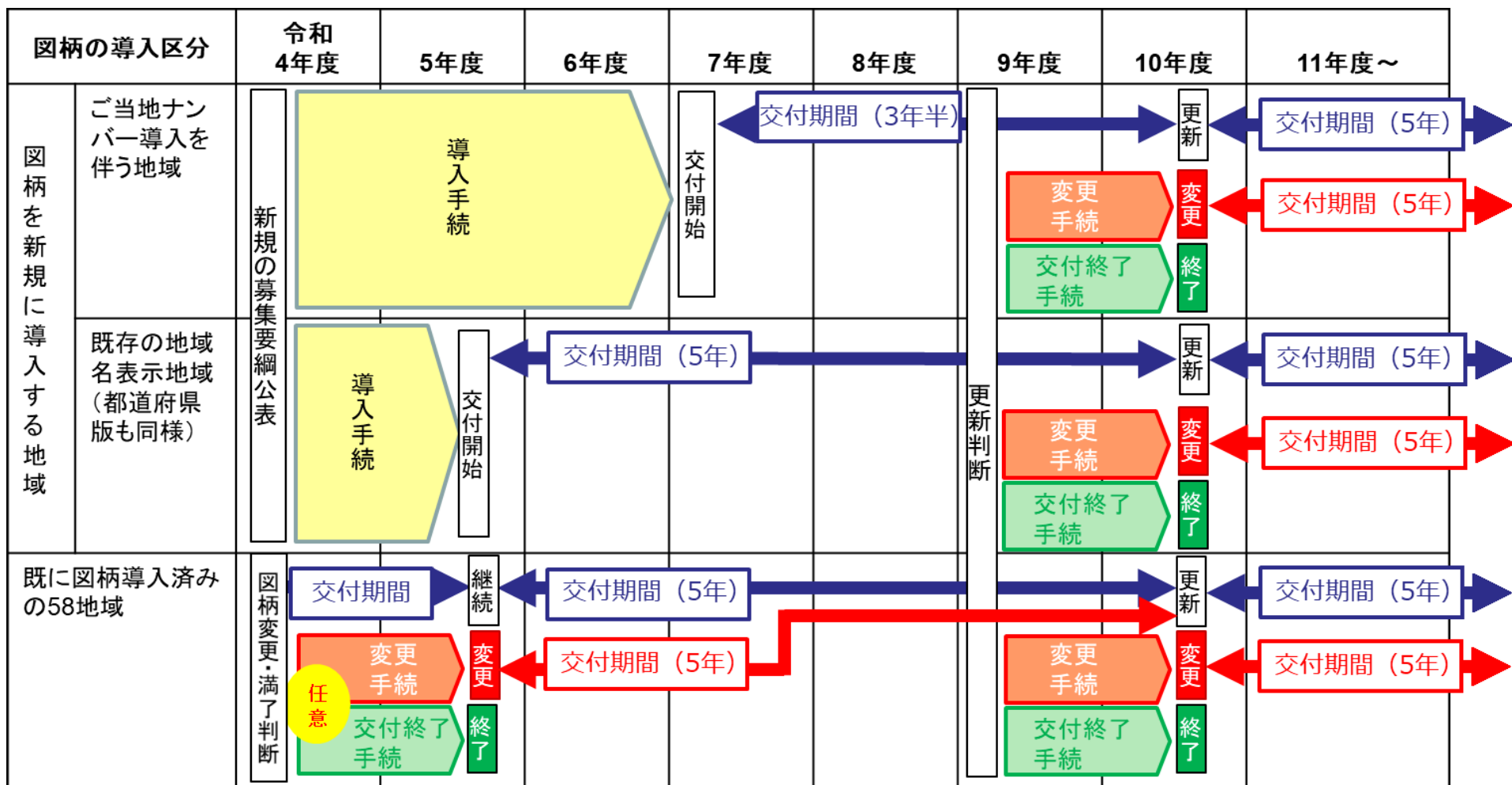
- (1) 図柄の交付期間を原則5年間とし、図柄の変更を可能とする制度を設ける。
- (2) 図柄の変更手続き等については以下の通りとする。
 - ① 交付期間満了日の約1年半前に図柄の変更を募集することとし、図柄の変更にあたっての、図柄の基準及び申込手続き等は、新規に図柄を導入する場合と同様とする。
(地域住民の賛同を得た上で、関係するすべての自治体において合意を得るものとする等)
 - ② 図柄の変更を行う地域では、図柄の変更が行われるタイミングで、変更前の図柄の交付は終了する。
- (3) 図柄の継続を希望する場合は、交付期間満了日の約1年半前に一定の基準による更新判断を行い、基準を満たしている場合に交付期間を5年間延長する。
- (4) 更新判断時に基準を満たさない場合、導入地域は図柄の変更か交付終了のどちらかを選択する。

既存の図柄導入地域へ適用

- 令和4年度の新規導入地域の募集にあわせ、任意の図柄の変更を募集する。
- 図柄の変更を行わない地域については、令和4年度の新規募集地域の交付期間の設定にあわせ、同じ交付期間（5年間）を設定する。（令和10年秋頃まで）
- 基準の達成状況は、令和4年度募集時地域の更新判断時（令和9年度当初頃）から同様に確認する。

(3) 図柄の変更を可能とする制度の創設について 新規追加

<図柄の変更等のスケジュール>



(3) 図柄の変更を可能とする制度の創設について

【更新基準】

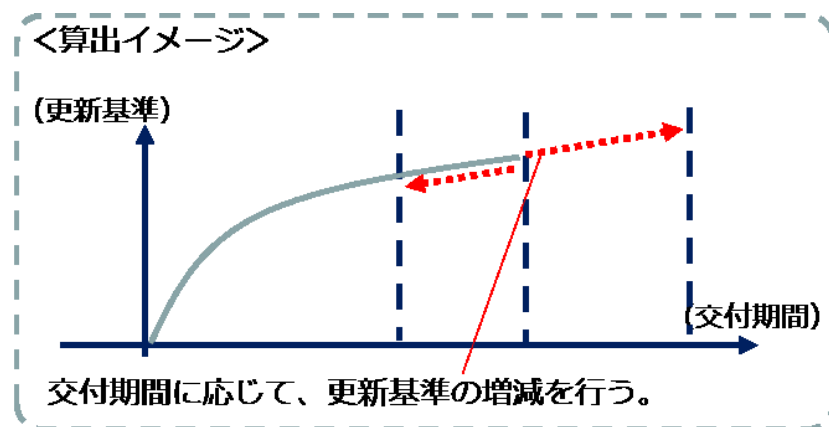
更新基準は以下の指標を用い、いずれかの指標の更新基準を満たすものとする。

①普及率：

特定時点の地域の総保有車両数に占める地方版図柄入りナンバープレート取付車両数の割合

(更新基準の考え方)

現在図柄を導入している地域の平均普及率の1/3を基準として、交付期間を勘案して算出。
具体的には、既存の地方版図柄入りナンバープレートの交付実績を基にした、単月での普及率及び申込件数の増加率により、交付期間を勘案して算出する。



②申込件数：

直近1年間の地方版図柄入りナンバープレートの交付申込件数

(更新基準の考え方)

自動車ユーザーから一定のニーズがあり、ナンバープレートの生産・交付効率を考慮した件数を基準とする。

(3) 図柄の変更を可能とする制度の創設について

＜令和3年12月末時点の実績による試算（暫定値）＞

試算時点の全国平均普及率：0.89%

導入区分			R9年度更新判断時点での交付期間	更新基準 (普及率)	更新基準 (申込件数)
新規 導入 地域	第4弾	ご当地ナンバー導入を伴う 地域	2年(24か月)	0.2%	500件
	第3弾	既存の地域名表示地域 (都道府県版も同様)	3年半(42か月)	0.3%	500件
既存 導入 地域	第2弾	ご当地ナンバーを併せて導 入した地域	7年(84か月)	0.6%	500件
	第1弾	既存の地域名表示地域	8年半(102か月)	0.7%	500件

※令和9年度更新判断時に用いる基準は、令和4年3月末実績により算出し、導入要綱に記載する

(4)普及促進活動について

新規追加

<ポイント>

- ・ 図柄導入地域は、普及目標等を記載した普及促進計画、普及促進報告を国土交通省に提出する。
- ・ 国土交通省は、各地域の普及促進状況の公表、情報共有の場の設定、国民への浸透を図るための広報を行う。

1. 普及促進計画と普及促進報告の提出

- (1) 図柄の導入地域は、導入時及び毎年4月中に当該年度（導入時は導入年度）の普及促進計画と前年度の普及促進報告（導入時は除く）を国土交通省に提出するものとする。
- (2) 普及促進計画には、以下の項目を記載することとする。
 - ① 交付期間中に達成を目指す普及目標（普及率、申込件数、地域独自の目標（任意））
 - ② 普及目標の達成に向けた取組の内容
- (3) 普及促進報告には、以下の項目を記載することとする。
 - ① 普及目標の達成度
 - ② 普及目標の達成に向けた取組の実績

既存の図柄導入地域へ適用

既存の図柄導入地域に対しては、令和5年4月から普及促進計画・報告の提出を求める。

2. 国土交通省における普及促進状況の公表・情報共有・広報

- (1) 国土交通省では、1. 2. で定める普及促進計画・報告と、各地域の四半期ごとの普及率・申込件数をホームページ上に公表し、普及が進まない地域等に対して、必要に応じてヒアリング・助言を行う。
- (2) 地方ブロックごとに、各地域の普及促進活動や寄付金活用事業等の取組の情報を共有する場を設ける。
- (3) このほか、国民への地方版図柄入りナンバープレートの浸透を図るための広報活動を行う。

(5) 寄付金活用事業について

<ポイント>

- ・ 交付開始前に、寄付金活用事業の協議を行う協議会を設置し、寄付金の活用方針を決定することとする。
- ・ 複数年に渡る寄付金活用事業の実施提案を可能とする。

1. 寄付金の使途 変更なし

対象地域の地域交通サービス改善、観光振興等へ活用するものとする。

2. 交付開始前の寄付金の活用方針の決定 新規追加

地方版図柄入りナンバープレートの交付開始までに協議会を設置し、寄付金の活用方針（具体的な使途や目標金額等）を決定することとし、地域住民や自動車ユーザーに対するPR活動へ活用できるようにする。

既存の図柄導入地域へ適用

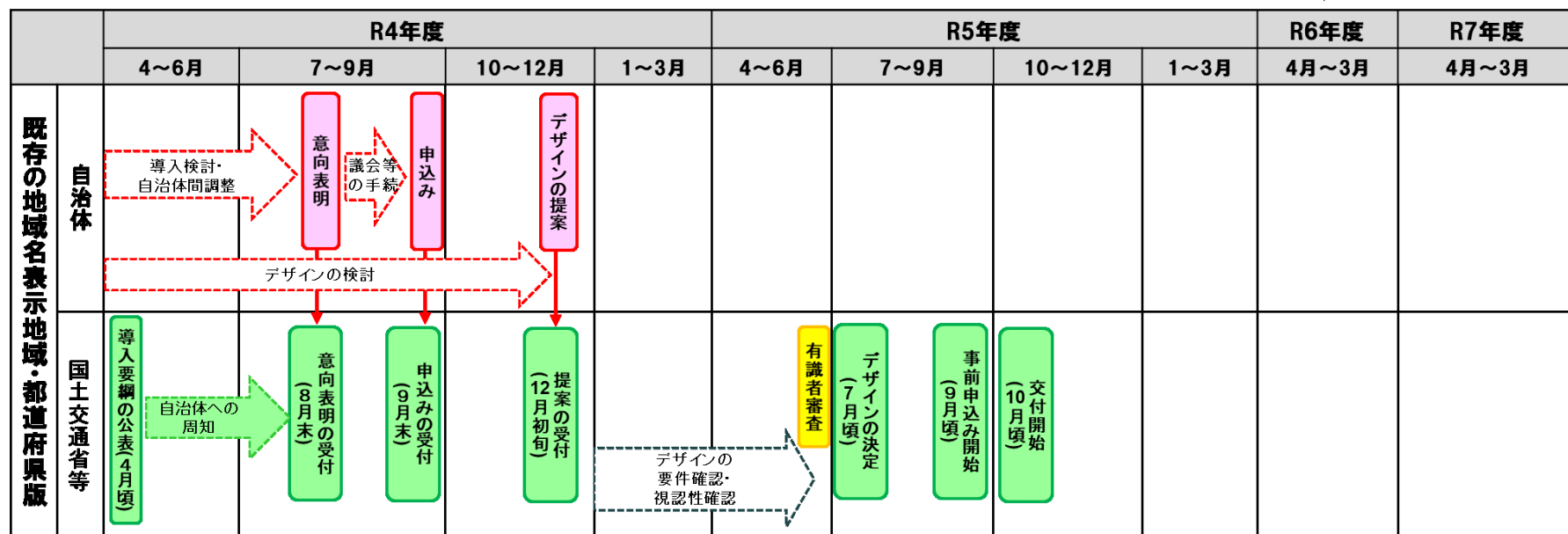
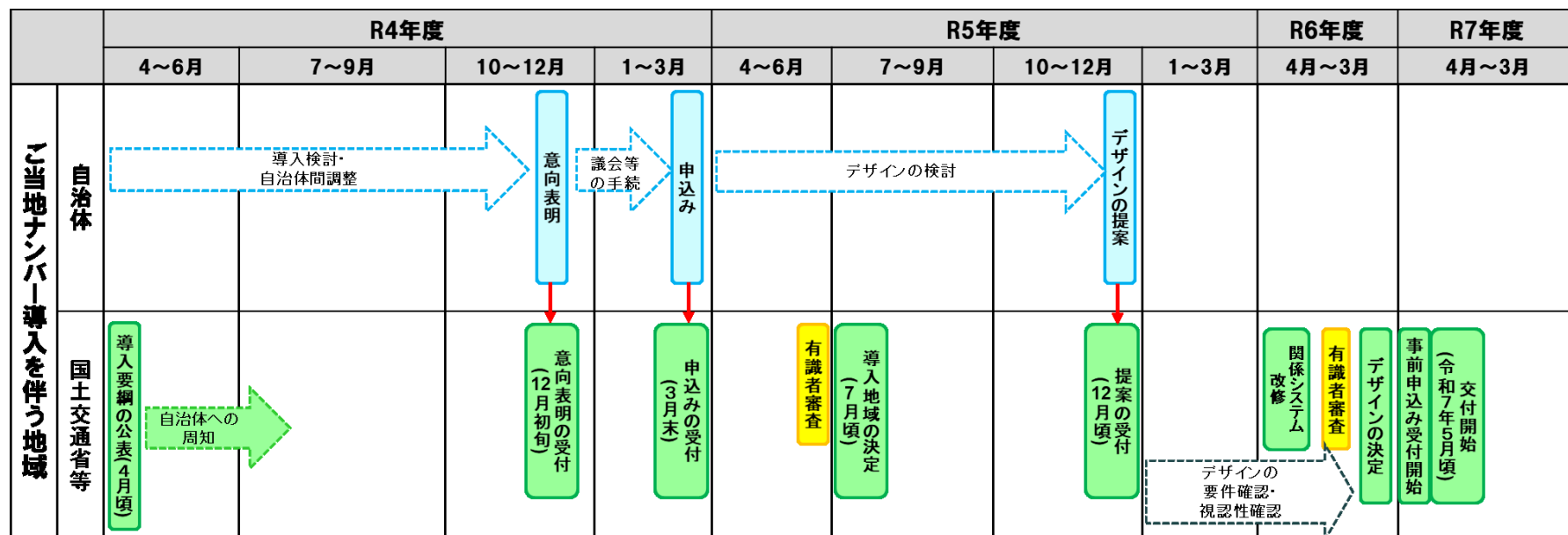
既存の図柄導入地域が、協議会を未設置の場合は、令和4年度中の協議会の設置と、寄付金の活用方針の決定を求める。

3. 寄付金活用事業の実施期間 変更あり

単年度に事業が完了する寄付金活用事業だけでなく、**複数年**にわたる事業の実施提案を可能とする。



(6)令和4年度に募集開始する地方版図柄入りナンバープレートの導入手続きスケジュール



※ご当地ナンバーの対象地域等の変更及び図柄の変更については、それぞれの新規導入スケジュールと同様

(7)地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の種類と構成案

旧導入要綱	ご当地ナンバーの導入編	既存の地域名表示での導入編	
導入要綱	ご当地ナンバー導入・変更編	市区町村による導入・変更編	都道府県による導入・変更編
導入内容	ご当地ナンバー及び図柄	図柄のみ	図柄のみ
導入主体	市区町村（申込は都道府県）	市区町村	都道府県 追加
ご当地関係	○ ご当地ナンバーの導入 ・導入基準 変更 ・申込手続き ○ ご当地ナンバーの変更 ・変更基準 ・申込手続き 追加		
図柄関係	地域名表示を単位	○ 図柄の導入 ・図柄の基準 ・図柄の提案 変更 ・申込手続き	○ 図柄の導入 ・図柄の基準 ・図柄の提案 変更 ・申込手続き
	都道府県を単位		・図柄の基準 ・図柄の提案 ・申込手続き 追加
	共通	・交付期間（更新制度） 追加	・交付期間（更新制度） 追加
	共通項目	○ 審査 ・有識者審査会 ○ 普及促進活動 ・普及促進活動の実施 ・図柄導入時の普及促進目標 ・普及促進報告及び計画の提出 ○ 寄付金 ・寄付金の管理・配分方法 変更 ・受領証明書の発行 ○ スケジュール 追加	○ 審査 ・有識者審査会 ○ 普及促進活動 ・普及促進活動の実施 ・図柄導入時の普及促進目標 ・普及促進報告及び計画の提出 ○ 寄付金 ・寄付金の管理・配分方法 変更 ・受領証明書の発行 ○ スケジュール 追加
図柄関係	地域名表示を単位	○ 図柄の導入 ・図柄の基準 ・図柄の提案 変更 ・申込手続き	○ 図柄の導入 ・図柄の基準 ・図柄の提案 変更 ・申込手続き
	都道府県を単位		・図柄の基準 ・図柄の提案 ・申込手続き 追加
	共通	・交付期間（更新制度） 追加	・交付期間（更新制度） 追加
	共通項目	○ 審査 ・有識者審査会 ○ 普及促進活動 ・普及促進活動の実施 ・図柄導入時の普及促進目標 ・普及促進報告及び計画の提出 ○ 寄付金 ・寄付金の管理・配分方法 変更 ・受領証明書の発行 ○ スケジュール 追加	○ 審査 ・有識者審査会 ○ 普及促進活動 ・普及促進活動の実施 ・図柄導入時の普及促進目標 ・普及促進報告及び計画の提出 ○ 寄付金 ・寄付金の管理・配分方法 変更 ・受領証明書の発行 ○ スケジュール 追加

令和 4 年 3 月 1 8 日
自動車局自動車情報課

4月18日から新たな全国版図柄入りナンバープレートを交付します！

～事前申込の受付は3月22日から開始します！～

新たな全国版図柄入りナンバープレートについて、4月18日（月）から交付を開始することとし、また、3月22日（火）より事前申込の受付を開始することとしましたので、お知らせいたします。

本ナンバープレートは、ラグビーワールドカップ日本大会、東京2020大会特別仕様ナンバープレートに続く、新たな全国版ナンバープレートとして、約5年間の期間限定で交付する予定です。

交付期間内であれば、車の購入時はもちろん、現在お乗りの自動車の車検時など、いつでも新たな全国版図柄入りナンバープレートへ変更することが出来ます。

1. 新たな全国版図柄入りナンバープレートのデザイン

本ナンバープレートは、「日本を元気に」というコンセプトで全国47都道府県の県花がデザインされています。



<自家用登録車>



<事業用登録車>



<自家用軽自動車>

2. 申込み方法

ご自身でウェブサイト (<http://www.graphic-number.jp>) からお申込みいただくか、交付窓口もしくは、お近くのディーラー・整備工場等にご相談ください。

3. 料金について

新たな全国版図柄入りナンバープレートの交付料金は地域により異なります。詳しくは、国土交通省の特設ページをご確認ください。（例：東京地区 8,000 円（2 枚一組））
(https://www.mlit.go.jp/jidosha/zugaranumber_zenkokur4/)

4. 交付期間

令和 4 年 4 月 1 8 日～令和 9 年 4 月 3 0 日

5. 寄付金の活用

フルカラーの図柄入りナンバープレートの申込み時にいただいた寄付金（1,000 円以上）は、自動車事故の防止等に資する取組に活用されます。

※寄付金無しの場合は、モノトーン版のナンバープレートとなります。

【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課 佐藤・柿崎・清水

電話：03-5253-8111（内線：41145、42103）直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639

新たな全国版図柄入りナンバープレートの交付に際しては、ディーラー、整備工場等の関係団体に広報ツールを配布し、普及促進活動にご協力いただくこととしている。

また、国土交通省ホームページ上に特設ページを設け、各種広報ツールのデータを公開することで、一般の自動車ユーザーによる情報へのアクセシビリティの向上を図る。

＜広報ツール＞

ポスター

新登場

全国版図柄入りナンバープレート

(全国共通デザイン)

元気の花を日本中に咲かせよう!

品川599

さ 20-46

登録自動車(自家用)

期間限定

申込み開始日

令和4年**3月22日**(火)～

交付期間

令和4年**4月18日**(月)
～令和9年3月30日まで

申込み方法

- 1 ご自身でWEB申し込み

図柄ナンバー申込サービス
検索
https://www.graphic-number.jp
- 2 お近くのディーラー・整備工場に相談





車種等によりデザインが異なります
車専用の登録自動車には「緑色」、自家用の登録自動車には「黄色」の枠取り等も色別
 新車でも、使用しているクルマでも取り付け可能
 使用しているクルマのナンバーは、現在の番号のまま交換可能(一部除く)

交付期間終了後も取り付けたまま走行可能
交付期間終了後、住所変更や車検時によりナンバープレートの交付が必要な場合は、
 全国版図柄入りナンバープレートを更新する必要があります。

寄付金は、「安全・安心で楽しいお出かけを通じて
 日本を元気にする取組」に使用
交付料金に加えて、取組を支援する1,000円以上の寄付をして
 いただきましたこと、この図柄入りナンバープレートを敬告致します。

国土交通省ホームページ
(全国版図柄入りナンバープレート・利用ページ)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/zuganumber_zenkokur4/





国土交通省

チラシ

新登場

全国版図柄入り ナンバープレート

(全国共通デザイン)

元気の花を
日本中に咲かせよう!

デザインは各都道府県の花をもつことで、
「日本全体で立ち上がり」という願いが込められています。

(愛媛県・高知県)

(愛媛県・高知県)

- 岡山県** 令和3年3月22日(火)から
- 福岡県** 令和3年4月18日(月)から
- 山口県** 令和3年4月30日(金)

ご自身で毎日お乗りする車
またはお近くのディーラー・整備工場等に依頼してください。

WEBからのお申し込みは

<https://www.graphic-number.jp>

図柄ナンバー申込サービス

無料

国土交通省

[illegible]

ペーパークラフト

[illegible]

特設ページ
(国土交通省ホームページ)

[illegible]

※特設ページ上から電子チラシ等の
広報ツールがダウンロード可能

第1回検討会（令和2年3月26日）

- ・既存の図柄入りナンバープレートの評価と課題
- ・新たな全国版のテーマ、導入時期、図柄選定方法について議論
- ・図柄選定に際し、図柄案の作成については、デザイン団体等の協力の下、プロのデザイナー等から提案いただく方針を決定

第2回検討会（令和2年6月26日）

- ・新たな全国版のテーマについて引き続き議論
- ・広く寄付金を活用できるよう、「日本を元気に」、「立ち上がれ！美しい日本」を基本テーマとすることを決定
- ・デザイン団体等への協力要請を引き続き行うことを確認

第3回検討会（令和2年10月30日）

- ・図柄入りナンバープレートの視認性について議論し、デザインガイドラインの作成を決定
- ・事業用、軽自動車の緑枠、黄色枠のデザインの変更方針を確認
- ・新たな全国版は、デザイン団体の協力の下、デザイン公募を行うことを確認
- ・地方版図柄の制度の在り方について、今後の検討の方向性を議論

第4回検討会（令和2年12月18日）

- ・新たな全国版のデザイン案募集要項及びデザインガイドラインを決定
- ・新たな全国版のデザイン案は30歳以下の若者を対象に公募を行うことを確認
- ・採用作品等の応募者には、全標協から賞金が贈呈されることを決定
- ・事業用、軽自動車の緑枠、黄色枠のデザインの変更を決定

第5回検討会（令和3年5月28日）

- ・デザイン団体による1次審査結果を踏まえ、新たな全国版図柄のデザイン案の2次審査を実施
- ・最終候補5作品のデザイン案に対する国民意見募集の実施を決定
- ・寄付金使途について、道路交通環境の改善に資する取り組みに使用していくこととした

第6回検討会（令和3年6月29日）

- ・国民意見募集の結果を踏まえ、新たな全国版の最終審査を実施し、最終候補5作品の中から採用1作品を選出
- ・寄付金使途に対する自動車ユーザーへの訴求方法として、コンセプトとビジョンを決定

第7回検討会（令和3年10月29日）

- ・地方版図柄の議論の進め方を確認
- ・地方版図柄の現状と導入希望等の自治体調査の結果を確認
- ・地方版図柄の課題と検討の方向性について議論
- 〔 ①ご当地ナンバー導入基準、②自治体の合意形成、③図柄デザイン、④寄付金制度、⑤普及促進 〕

第8回検討会（令和4年1月21日）

- ・地方図柄の更なる活用に向けた具体的方策案について議論
- 〔 ①地方部が導入しやすいご当地ナンバーの導入基準、②広域での地方版図柄の導入 〕
- 〔 ③魅力的なデザインの選定・普及促進、④寄付金活用事業の実施促進 〕
- ・導入要綱策定に向けたスケジュールを確認

第9回検討会（令和4年3月23日）

- ・地方版図柄の導入要綱骨子案についてとりまとめ
- 〔 ①ご当地ナンバーの導入について、②図柄の導入について、③図柄変更を可能とする制度について 〕
- 〔 ④普及促進活動について、⑤寄付金活用事業について 〕